

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載

【部門区分】第7部門第3区分

【発行日】令和2年6月11日(2020.6.11)

【公開番号】特開2019-176342(P2019-176342A)

【公開日】令和1年10月10日(2019.10.10)

【年通号数】公開・登録公報2019-041

【出願番号】特願2018-63021(P2018-63021)

【国際特許分類】

H 04 N 1/00 (2006.01)

B 41 J 29/38 (2006.01)

G 03 G 15/00 (2006.01)

【F I】

H 04 N 1/00 5 6 7 M

B 41 J 29/38 Z

G 03 G 15/00 3 0 3

【手続補正書】

【提出日】令和2年4月27日(2020.4.27)

【手続補正1】

【補正対象書類名】特許請求の範囲

【補正対象項目名】全文

【補正方法】変更

【補正の内容】

【特許請求の範囲】

【請求項1】

用紙を給紙する給紙部と、

前記給紙部から排出トレイに向けて前記用紙を搬送する搬送路、及び前記用紙の表裏を反転する反転機構を有する用紙搬送部と、

前記給紙部から給紙され前記搬送路を搬送される前記用紙に、画像形成対象とする画像データが示す画像を形成する画像形成部と、

前記給紙部の用紙搬送方向下流側から前記画像形成部による画像形成位置までの間に、前記搬送路に対向する位置に設けられた画像読み取りセンサーを有し、前記画像形成部により前記画像形成対象とする画像データに基づいて前記用紙に新たに形成される新画像の形成面とは反対の面に既に形成されている既画像を前記画像読み取りセンサーによって読み取る用紙読み取り部と、

前記画像形成対象とする画像データと、前記用紙読み取り部による読み取りで得られた前記既画像の画像データとに基づいて、前記新画像と前記既画像との類似性を判断する類似性判断部と、

パターン画像を記憶する記憶部と、

前記類似性判断部により前記新画像と前記既画像との類似性が高いと判断された場合、前記用紙搬送部及び前記画像形成部を制御して前記用紙の前記既画像が形成されている面に、前記記憶部に記憶されている前記パターン画像を前記画像形成部により形成させ、一方、前記類似性判断部により前記新画像と前記既画像との類似性が高いと判断されなかつた場合は、前記画像形成部によっては前記用紙に前記パターン画像を形成させない制御部と、を備える画像形成装置。

【請求項2】

前記パターン画像は、前記画像形成部により前記用紙の全面に亘って形成される画像である請求項1に記載の画像形成装置。

【請求項3】

前記パターン画像は、前記用紙の予め定められた余白領域に形成される画像である請求項1に記載の画像形成装置。

【請求項4】

複数の前記パターン画像が前記記憶部に予め用意され、

前記画像形成対象とする画像データと、前記パターン画像の画像データとに基づいて、前記複数のパターン画像から、前記新画像と類似性の低い前記パターン画像を選択する第1選択部を更に備え、

前記制御部は、前記類似性判断部により前記新画像と前記既画像との類似性が高いと判断された場合、前記用紙の前記既画像が形成されている面に、前記第1選択部が選択した前記パターン画像を前記画像形成部により形成させる請求項1乃至請求項3のいずれかに記載の画像形成装置。

【請求項5】

複数の前記パターン画像が前記記憶部に予め用意され、

前記既画像の画像データと、前記パターン画像の画像データとに基づいて、前記複数のパターン画像から、前記既画像と類似性の低い前記パターン画像を選択する第2選択部を更に備え、

前記制御部は、前記類似性判断部により前記新画像と前記既画像との類似性が高いと判断された場合、前記用紙の前記既画像が形成されている面に、前記第2選択部が選択した前記パターン画像を前記画像形成部により形成させる請求項1乃至請求項3のいずれかに記載の画像形成装置。

【手続補正2】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0051

【補正方法】変更

【補正の内容】

【0051】

第1選択部103は、新画像の画像データと、パターン画像の画像データとに基づいて、新画像とパターン画像の類似性を判断し(判断手法は類似性判断部102と同様)、予め用意された複数のパターン画像から、新画像と類似性の低いパターン画像を選択する。